

平成26年第3回当別町議会定例会 第1日

平成26年6月10日（火曜日） 午前 9時58分開会

議事日程（第1号）

開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 行政報告 情報公開制度の実施状況について
 - 第 5 当別町農業委員会委員の推薦について
 - 第 6 議員提案第1号 当別町議会の議員の定数を定める条例の提出について
 - 第 7 議員提案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
 - 第 8 議員提案第3号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書
 - 第 9 請願・陳情審査付託の件
 - 第10 議会運営委員会報告（道内所管事務調査）
- 散 会

午前 9時58分開議

出席議員（16名）

1番	西村良伸君	2番	秋場信一君
3番	山田明君	4番	古谷陽一君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
10番	岡野喜代治君	11番	市川正君
12番	桐井信征君	13番	島田裕司君
14番	竹田和雄君	15番	柏樹正君
16番	後藤正洋君	17番	高谷茂君

欠席議員（1名）

9番 神林俊一君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	舘田博道君
美しいまちづくり課長	長谷川道廣君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	中出徳昭君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	竹原陽一君
経済部参与	二木勝義君
農林課長	並川敏万君
プロジェクト推進参事	三上晶君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君

代表監査委員	米	口	稔	君	
教育委員長	白	井	応	隆	君
教 育 長	本	庄	幸	賢	君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝	本	隆	志	君		
次 長	佐	々	木	由	紀	夫	君
主 幹	小	川	義	則	君		
係 長	浦	島	卓	君			

◎開会・開議の宣告

(午前 9時58分)

○議長（高谷 茂君） ただいまの出席議員16名、定足数に達しておりますので、平成26年第3回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（高谷 茂君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（高谷 茂君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 岡 野 喜代治 君

11番 市 川 正 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（高谷 茂君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成26年6月10日から6月13日までの4日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、6月10日から6月13日までの4日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（高谷 茂君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

次に、議長の出張報告をいたします。

5月27日、28日に東京都で開催された第39回町村議会議長・副議長研修会に出席をいたしました。

なお、復命書は議会事務局に保管しておりますので、ご了承いただきます。

以上、報告を終わります。



◎行政報告

○議長（高谷 茂君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（宮司正毅君） 行政報告を申し上げます。

情報公開制度の実施状況についてであります。当別町情報公開条例第23条及び当別町個人情報保護条例第32条の規定に基づき、平成25年度の実施状況を報告いたします。当別町情報公開条例に基づく実施機関への情報開示請求は6件ありました。内訳を申し上げます。町長部局1件、教育委員会5件でありました。開示請求に対する決定等の内容については、6件の請求に対し開示が4件、一部開示が1件、不存在が1件という状況となっております。また、当別町個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求は、平成25年度において各実施機関ともありませんでした。

以上、開示の方法等について請求者から不服申し立てがなかったこともあわせ、平成25年度の情報公開制度実施状況の報告とさせていただきます。



◎当別町農業委員会委員の推薦について

○議長（高谷 茂君） 日程第5、当別町農業委員会委員の推薦についてお諮りします。

議会推薦農業委員は1名とし、稲村勝俊君を推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議会推薦農業委員には稲村勝俊君を推薦することに決定いたしました。

ただいま当別町農業委員会委員に推薦決定されました稲村勝俊君よりご挨拶をお願いいたします。

稲村君。

○5番（稲村勝俊君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、お礼を申し上げます。

このたびの当別町農業委員会委員の推薦に当たりまして、皆様より議会推薦をいただきましたこと、厚くお礼を申し上げます。また、同時に責務の重さを感じているところです。

今定例会に議員提案されます規制改革会議意見書の中には、農業協同組合、農業委員会、農業生産法人のあり方など地域農業に必ずしもそぐわない提言など、農政のさまざまな課題に国の方向性が不安定と感じています。当別町においては、将来を見据えた農業ビジョンの策定を進めていく中での課題の対処が大切と考えています。皆様のご指導、ご協力を心からお願いを申し上げ、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。（拍手）



◎議員提案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、議員提案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

岡野君。

○10番（岡野喜代治君） 議員提案第1号 当別町議会の議員の定数を定める条例の提出について、提案理由を申し上げます。

当別町議会の議員の定数を定める条例の議案を地方自治法第91条第1項及び当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成26年6月10日提出。

提出者、当別町議会議員、岡野喜代治。賛成者、当別町議会議員、竹田和雄、同じく当別町議会議員、桐井信征、同じく当別町議会議員、白杵英男、同じく当別町議会議員、稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

本議会の議員定数は、平成17年9月に22人の条例定数を5人削減の17人とし、今日に至っている。

本議会も開かれた議会づくりに向けて議会改革を進めてきており、昨年議会改革推進協議会を設置し、議員定数のあり方を検討してきたところであり、平成27年の改選期に現行の17人から2人削減し、15人とすることで取りまとめた。

議員間の議論の中では、現在ある常任委員会を複数の構成員の合議により意思決定する合議体と位置づけると、委員会運営の経験則から委員長を含め7人は必要であると判断し、現行どおりの2常任委員会として14人、これに議長を加えての15人としたものである。

また、平成26年4月16日、18日の両日に開催した議会報告会において、これまでの経過と議員定数を2人削減するという本議会の考え方を示し、出席者からさまざまな意見をいただく中で、少数意見もあったが、多数の方々からは賛同する、または理解するとの意見をいただいた。

よって、本議会は町民の負託に応え機能的な議会運営を行うため、議員定数を2人削減し15人とするのを、ここに提案するものである。

記、当別町議会の議員の定数を定める条例につきましては、別紙に掲載してございますので、ご高覧いただきたいと思います。

よろしくご協議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「討論をお願いします」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、本案に対する反対者の発言を認めます。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 議員定数を削減する本条例案に反対の立場から討論を行います。

私が初めて当選した昭和50年は、人口が今とほぼ同数1万7,740人で、議員は26人でした。議員が各地域の問題や要求を取り上げ、地域の人と議員が一緒になって町長への要望活動をしている姿があって、町政と住民とのパイプ役としての議員の役割が発揮されていました。その後、2人ずつ削減され、現在議員は17人になっています。

町財政問題を主な理由として議員5人を削減して17人にする提案があったとき、私は本当に財政が大変で議会費を削るといふのなら、議員を減らすより報酬を減らすべきと主張し、その後多くの議員はこれ以上の削減はせず、むしろ議会としてやるべきことをしっかりやるのが町民の期待に応える道だとして議会活動を進めてきたと思います。定数の規定も自治法の改正によって各自治体で決めることになりましたが、それまで自治法で決められた上限、人口5,000人から1万人で議員18人というのは目安として尊重すべきと考えたと既に下回っております。当別町が第5次総合計画で2万人を目指していること、現在の議員数が当別町の人口およそ1,000人に1人であり、決して人口の割に議員数が多いということではありません。議員活動の問題でも議員によるチェックは理事者側の姿勢をただす上で重要で、議会のチェック機能は不十分ながらも一定果たしてきたと思います。議員を減らせという声は、議会と議員の動きがきちんと住民に知らされていないことと、これまで議員数が9人も減って、行政と住民とのパイプが細くなって住民の声が町政に届きにくくなってきたことのあらわれでもあると私は思います。

議会は、議会改革をテーマにいかにして議会の様子を正しく住民に知ってもらおうか、住民の声をどう議会としてくみ上げ議論を深めるかということを議会運営委員会や議会改革推進協議会で取り組んできています。各議案に対する各議員の賛否を議会だよりに掲載するようになって、議会として地域に出ていって行う議会報告会も全議員による方式から開始をして、年間100回を超す本会議や委員会などに加えて各種行事への参加、議員間の議論も活発化しつつあると私は思います。議会や議会議員の活動を身近で見てきた有識者が議会報告会で定数は現状が好ましいと発言されてきたのは決して少数意見ではなく、重い発言だったと私は思います。議会が議会としての役割を果たすために、議員が積極的に建

設的な立場に立つことが求められて、17人の議員が町民の疑問や願いに応じて全力で前向きの議論をしていきたいと考えるのであります。

議員定数の削減は、当別町と議会にとってマイナスであって、地方分権、住民自治の一層の発展に照らして、私は現行の定数を守るべきと考え、本条例案に対する反対討論いたします。

○議長（高谷 茂君） 次に、賛成討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） なければ、討論を終わります。

それでは、この本案については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（高谷 茂君） 起立多数です。

よって、議員提案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議員提案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

岡野君。

○10番（岡野喜代治君） 議員提案第2号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書、提案理由の説明を申し上げます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成26年6月10日提出。

提出者、当別町議会議員、岡野喜代治。賛成者、当別町議会議員、柏樹正、同じく当別町議会議員、竹田和雄、同じく当別町議会議員、桐井信征、同じく当別町議会議員、白杵英男、同じく当別町議会議員、稲村勝俊。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案理由。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療がB型、C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上る。特に肝硬変、肝がん患者は高額の医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障がい認定（障害者手帳）の対象とされているものの、医学上の認定基準は極めて厳しいため、亡くなる直前であれば認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされている。

よって、本議会は国に対し新たな具体的措置を講ずるよう強く要望する。

記、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）につきましては、別紙に掲載されておりますので、ご高覧をいただきたいと思います。

ご協議の上、よろしくご同意をお願いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議員提案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、議員提案第3号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

稲村君。

○5番（稲村勝俊君） 議員提案第3号 規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書。

規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書の提出について、当別町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出いたします。

平成26年6月10日提出。

提出者、当別町議会議員、稲村勝俊。賛成者、当別町議会議員、竹田和雄、同じく島田裕司、同じく市川正、同じく岡野喜代治、同じく小早川孝男、同じく白杵英男、同じく古谷陽一。

当別町議会議長、高谷茂様。

提案の理由。

5月22日に政府の規制改革会議は農業改革に関する意見を発表したが、今後与党との協議を踏まえ、6月中旬に最終的な取りまとめを行い、農林水産業・地域の活力創造プランの改訂に反映させる予定となっている。

今回の意見書に盛り込まれた農業委員会制度の見直しや農業生産法人の大幅な要件緩和等は、地域農業の姿を大きく変容させるとともに、農業協同組合制度の見直しについてはJAグループを事実上解体に追い込む内容であり、農業者、地域住民、国民生活に重大な支障を来すことが懸念される。

よって、農林水産業・地域の活力創造プラン改訂に当たっては、真に農業者の所得向上、地域生活インフラの維持向上、国民に対する食料供給の安定確保、農地の適正利用に資する観点から規制改革会議の意見書を取り扱うよう要望する。

規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書の案については、ご高覧をいただきたいと思います。

よろしくご協議の上、ご賛同いただけますようお願いを申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議員提案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

なお、ただいま決定されました議員提案第2号、3号について、意見書案及び派遣する場合の議員の取り扱いは議長に一任願います。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（高谷 茂君） 日程第9、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、文書番号1番、「最低賃金の引き上げを国へ求める意見書」提出に関する要請、2番、住民の安全・安心を支える「国の出先機関」の拡充を求め、「公務の民営化・独立行政法人化・業務委託化」に反対する意見書についてご協力の依頼については総務文教常任委員会に審査終了まで付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、そのように決定をいたします。



◎議会運営委員会報告

○議長（高谷 茂君） 日程第10、議会運営委員会報告を行います。

議会運営副委員長から、平成26年度道内所管事務調査について報告の申し出がありましたので、これを許します。

岡野君。

○議会運営委員会副委員長（岡野喜代治君） 議会運営委員会報告を申し上げます。

議会運営委員会は、平成26年度道内所管事務調査を実施し帰庁したので、下記のとおり報告する。

なお、復命書、関係資料等については、議会事務局に保管している。

記、1、日程、平成26年5月14日、15日の2日間、1泊2日です。

研修地、オホーツク管内遠軽町、上川管内和寒町、美瑛町。

3、研修項目、議会運営、改革及び議会基本条例について、遠軽町、和寒町及び美瑛町を訪問し、それぞれ説明を受け、意見交換を交えて研修した。

遠軽町議会では、平成25年6月、議会改革、活性化の取り組みとして議員の心構えを改めて確認するため議会基本条例の制定しており、これを冊子にして町民に全戸配布している。また、議会運営では一般質問で一問一答方式を採用している。これらの説明を受け、意見交換を行った。

和寒町議会では、議会改革、活性化に関する各種取り組みをしており、中でも会議条例は平成22年3月、議会の各条例、規則を一本化した特色のあるものを制定している。また、平成21年12月には議会基本条例を制定、一般質問での一問一答方式も採用している。これらの説明を受け、意見交換を行った。

美瑛町議会では、議会改革、活性化に関する各種取り組みをしており、中でも平成25年12月定例会から本会議のインターネット中継及び録画放送を始めており、自宅で本会議場での議論を見れるようになった。また、議会運営では一般質問で一問一答方式を採用している。これらの説明を受け、意見交換を行った。

4、出席者、議会運営委員会委員6名、議長、副議長2名、随員職員2名、計10名。

以上、本委員会の報告とする。

平成26年6月10日、当別町議会議長、高谷茂様。

議会運営委員会副委員長、岡野喜代治。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） これで議会運営委員会報告を終了いたします。

復命書は議会事務局に保管しておりますので、ご了承願います。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

あすは休会といたします。

6月12日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時25分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第3回当別町議会定例会 第2日

平成26年6月12日(木曜日) 午前10時00分開議

議事日程(第2号)

開議

議事日程の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

散会

午前10時00分開議

出席議員（16名）

1番	西村良伸君	2番	秋場信一君
3番	山田明君	4番	古谷陽一君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
10番	岡野喜代治君	11番	市川正君
12番	桐井信征君	13番	島田裕司君
14番	竹田和雄君	15番	柏樹正君
16番	後藤正洋君	17番	高谷茂君

欠席議員（1名）

9番 神林俊一君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	舘田博道君
美しいまちづくり課長	長谷川道廣君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	中出徳昭君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	竹原陽一君
経済部参与	二木勝義君
農林課長	並川敏万君
プロジェクト推進係	三上晶君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君

代表監査委員	米 口 稔 君
教育委員長	白 井 応 隆 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
係 長	浦 島 卓 君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○副議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○副議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○副議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 岡野喜代治君

11番 市川正君

を指名いたします。



◎一般質問

○副議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、山田君の質問であります。

山田君。

○3番（山田明君） 議長の許可をいただきましたので、宮司町長と本庄教育長に町政執行及び青少年教育の諸課題について、通告に従い、一般質問を行います。

まず初めに、空き家対策について伺います。人口減少や高齢化に伴う空き家問題は年々深刻化しております。景観や防災、防犯等の面で生活環境が著しく損なわれる廃屋や危険家屋の対応には各自治体が苦慮しており、全国各地で空き家問題が政策課題としてクローズアップされてきております。当別町内においてもことしの春に大雪の影響により空き家が倒壊し、道路上に飛び散り、交通を遮断するといった問題も発生しておりますし、ここ二、三年の豪雪の影響で札幌へ引っ越す高齢者も多く、空き家が増加傾向にある現状であります。空き家問題は、空き家の所有者の観点から見ると、1つ目に所有者が不明である、2つ目に所有者がいても無資力である、3つ目に所有者が無関心であるといったパターン

があり、それが結果として近隣住民や地域社会へ悪影響を与えている問題であります。本来空き家問題は所有者の自己責任であり、空き家対策も所有者の自己責任が基本になり、行政が安易に介入せず、私的自治に委ねて解決するのが基本であります。しかしながら、この空き家問題をこのまま放置しておく、空き地、耕作放棄地、ごみ屋敷、廃棄物置き場などにつながる問題であることを考えると、早急に自治体で取り組む喫緊の課題であると考えますが、町長の考えを伺います。

また、空き家対策の考え方として実態調査を実施し、空き家の発生を未然に防ぐための情報入手のルートを確立することが必要と考えます。町内会や郵便局、新聞配達員、ガスや水道、電気の事業者と協定を結び、配達時やメーターの検針時に空き家情報を早期に把握したり、さらには空き家問題だけではなく、近年のような大雪による屋根の雪庇の問題やひとり暮らしの高齢者の安否確認情報などに関する総合の窓口相談を庁舎内に開設し、所有者や近隣住民からの相談、助言、利活用等の情報提供を行い、縦割り行政の欠陥である、どこに相談すればよいかわからない、相談してもたらい回しにされたなどといった相談者の不安や不満を解消し、空き家の発生の抑制や適正管理のサポートも必要と考えますが、この点についても町長の考えを伺います。

次に、空き家問題の解決策として2010年、所沢市の空き家対策条例を契機に空き家問題を正面から捉えた条例が全国で制定され始めています。道内においても滝川市が条例を制定し、室蘭市でも制定する方向で検討中とのこと。景観法では、景観地区内の既存建築物の形態意匠が良好な景観形成に著しく支障がある場合、意匠制限に適合するための措置を命ずることができるとありますし、2004年10月施行の二セコ町景観条例では廃屋のほか繁茂した草木、土砂、がれきなどの増加が観光地として町の景観を損なうものとして危機感を持ち、景観を阻害していると認められる場合は所有者に対し指導、勧告、命令ができるとし、これに従わない場合は強制的に撤去できると定めております。当別町には、美しいまち当別をみんなで作る条例及び景観法施行条例がありますが、この条例に空き家対策を盛り込むことができるか、あわせて町長に伺います。

次に、町営団地の老朽化に伴う民間アパートの活用について伺います。昨年3月に当別町住宅マスタープランが策定され、1年以上が経過しました。その中の住宅、住環境施策の展開方法で主な施策の事業として子育て世代の定住促進、北方型住宅の普及啓発、空き家バンク制度、住みかえ制度の確立、家賃債務保証制度の周知などが挙げられております。また、町営団地の維持費は年間4,000万から4,500万の費用がかかっており、今後10年間で498戸から419戸に減らす方向との説明がありますが、今後町営団地の老朽化による建てかえなどにより需要数に対し供給数の不足が想定されます。老朽化が進んだ町営団地について、老朽ストックの円滑な方針を行うため、町は需要や財政状況等を勘案しながら計画的な建てかえを推進する必要があります。今後の町営団地の建てかえに際しては、町の直接供給だけではなく、民間に建設してもらい借り上げる借り上げ公営住宅制度や買い取り公営住宅制度、さらには建設だけではなく、一部管理を含めて民間が実施するPFI

事業による民活型手法の導入を含め、町にとって最適な手法を検討されていると考えます。住宅マスタープラン策定後、2度ほどアパート組合と既存アパートの活用について協議しているようですが、現段階での検討内容や今後の展開方向及び実施時期について、町長の考えを伺います。それと、もう少しスピード感を持って協議を進めていただきたいと考えますが、あわせて町長の考えを伺います。

次に、土曜授業について教育長に伺います。2002年から全ての公立学校で土曜授業を休業とする完全学校週5日制が導入されて12年が経過しております。各地域において教育委員会のさまざまな授業や地域住民らの協力によって土曜日の教育活動の受け皿が整備されてきました。一方で、この間にいわゆるゆとり教育による学力や学習意欲の低下、教育格差の拡大などが社会問題となっております。そこで、国は再び学習内容を見直し、脱ゆとり教育を掲げ、小学校では2011年から、中学校では2012年から授業時間をふやす方向に転じることにしました。こうした流れの中、文部科学省は2013年3月に土曜授業に関する検討チームを立ち上げ、学力向上を目指す対応策の一つとして土曜授業のあり方の検討を行い、その検討結果を受け、文部科学省は2013年11月に学校教育法施行規則を改正し、公立の小中高等学校においては教育委員会の判断で学力向上を目的として土曜日に授業ができるようになりました。学校教育に変化の兆しが見られる中、全国的な保護者調査でも学校週6日制に80%以上の親が賛成との回答を得ており、土曜授業の復活に期待が寄せられています。また、文部科学省は土曜日の教育活動について3つの形態を挙げております。1つが学校が教育課程に位置づけて実施する土曜授業、2つ目が希望者を対象に教育課程外の活動として実施する土曜の課外授業、3つ目が教育委員会やNPOなど民間が実施する土曜学習であります。全国の市区町村の教育長を対象に実施した調査によると、教育課程内の土曜授業をふやすと回答したのはわずか8.9%、検討するが29.5%、現状維持が55.2%の結果であり、非常に消極的な姿勢が見受けられます。教育委員会が土曜授業の実施に踏み切れない理由として、教員の勤務の振りかえや完全学校週5日制の導入時に自治体や地域の団体などが土曜日に子どもたちのために学びの場を整え、現在も継続されており、中学校では部活動やスポーツ行事が行われ、多くの子どもたちに土曜日の生活リズムが確立されている実情があることも事実であります。しかしながら、今回の省令改正は土曜日にも学校で正規の授業ができるようにすることを明確にするためであり、改正の趣旨をどう生かすか、教育委員会の方針や学校の取り組みが問われております。実施可能となった土曜授業は、英語教育や道徳、化学実験、または補充学習が想定されますし、これまで以上に地域や民間企業などの人材を活用して土曜日ならではの特性を生かした授業を行い、幅広く教育機会の提供が図られると思います。土曜授業の必要性については各教育委員会の考え方が異なる現状では土曜授業が定着するには時間がかかると思いますが、宮司町長の施策の一つであります他自治体との教育の差別化を図るためにも、教育長としてリーダーシップを発揮していただき、学校、教員、地域の団体と調整を図りながら土曜授業の実施に向けて早急に取り組んでいただきたいと思いますが、教育長の考えを伺います。

以上、町長、教育長の誠意ある答弁をお願いし、1回目の質問とさせていただきます。

○副議長（後藤正洋君） 山田君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 山田議員の一般質問にお答えをいたします。

まず初めに、空き家対策についてのご質問でございますが、空き家の増加は地方、都市部を問わず非常に深刻な問題でありまして、この当別町においても管理されていない空き家が多く見られます。議員ご指摘のとおり、地域の住民や町内会長の相談に対してすぐに対応できるよう、空き家の実態把握については必要であるという認識を私も持っております。今後行政推進員、町内会長及び町民に加えて議員ご指摘の郵便局あるいは水道電気事業者など、こういった日常回っていただいている方のご協力をいただき、空き家を把握し、所有者、連絡先などのリストの作成を年度内を目標に進めてまいります。

次に、現在ひとり暮らし高齢者の安否確認については、社会福祉協議会において町内会に設置している福祉委員による見守り訪問を実施しておりまして、関係機関とのネットワークを図りながら見守り安心センターにおいて情報の把握を現在行っております。また、高齢者の福祉及び介護サービスに関する相談については、ゆとろ内の地域包括支援センターにおいて対応しております。今後増加が予想されますひとり暮らし、高齢者世帯の家屋の管理や空き家になった場合の対応については、個人の財産でもありますことから、まず行政がどこまでサポートできるのか、あるいは複数にまたがっている関連部署や民間を含めた役割の明確化といった課題を整理した上で相談体制の必要性について検討をしております。

次に、空き家対策と条例に関するご質問でございますけれども、平成14年に制定いたしました美しいまち当別をみんなで作る条例というのがありますけれども、これは町民とともに美しいまちづくりを進める理念を示しているものであって、個別具体的な対策事項を盛り込むものではないと考えています。しかしながら、山田議員ご指摘のとおり、空き家物件の所有者に対しては適正な管理を促すこと、あるいは状況に応じて勧告などを行える体制を整えていく必要がありますので、現在あります空き地の環境保全に関する条例、これに空き家も対象とするよう条例の一部改正を取り進めます。

次に、町営住宅の老朽化に伴う民間アパートの活用についてのご質問でありますけれども、山田議員ご発議のとおり、老朽化した町営住宅の廃止を行い、民間事業者と連携した既存アパートの活用について具体策を検討中であります。現在アパート組合並びにオーナーの意向を踏まえ実施要綱をまとめておりまして、新年度早々の実行を目指したいと思っております。今後の方向性につきましては、借り上げ公営住宅の促進を図って、現在ある計画の前倒しを含め長寿命化計画の見直しを行ってまいります。山田議員からスピード感を持って協議を進めていただきたいとのご発議がありましたが、これは私も全く同感であります。町も新年度に向けて課題を整理していきますので、アパート組合の皆様方もぜひ積極的な対応をお願い申し上げまして、私の山田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

す。

○副議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山田議員の一般質問にお答えいたします。

土曜授業の取り組みについてのご質問ですが、議員ご発議のとおり、学校週5日制が完全実施された当時と比べ情勢が大きく変わり、学校教育においてはゆとり教育の反省から授業内容と時間数の増が図られました。また、個人のライフスタイルの多様化から家庭では共働きがふえているなど、子どもの居場所確保が課題となっている現状もあります。また、土曜日を効果的に使えていない子どもがいるのも確かであり、そういった子どもの受け皿として土曜日の活用は大いに図るべきと私は考えております。現時点では、教育課程に定められた教科、科目の授業を実施するというのではなく、例えば社会教育事業の活用や学校支援地域本部事業を活用し、地域の方々の資格や特技、趣味などを生かした学習支援活動を通じ、地域全体で子どもを見守る体制をつくるのが大切と考えています。ここでいう学習支援活動とは、一般教科の補足的なもの、あるいは芸術、スポーツ、職業体験、自然体験学習など幅広いものと考えております。教育委員会としての方向性は現在検討中ではありますが、地域の教育資源を把握することや北海道教育委員会のモデル事業として土曜日を活用している学校の成果あるいは管内の動向も検討材料としたいというふうと考えております。また、先進地でありますさいたま市のさいたま土曜チャレンジスクール、豊後高田市の学びの21世紀塾、札幌市のサッポロサタデースクール事業の取り組みなども参考にしながら、議員ご指摘の他自治体との教育の差別化を図るべく土曜日の活用について取り進めてまいりたいと考えております。

以上、山田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（後藤正洋君） 以上で山田君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

次に、通告2番、島田君の質問であります。

島田君。

○13番（島田裕司君） 平成26年第3回6月定例会に一般質問を議長のお許しをいただきまして、通告に沿った形での一般質問をさせていただきたいと思っております。

今回私は、3項目について一般質問を行います。1つ目は、人口減少の中、当別町に転入してこられる方に対してホスピタリティーを持って受け入れ、さまざまな転入理由の中から人口増へつながる糸口を見つけ出せないものか。同時に、そのことは転出人口減少の

歯どめ対策につなげられないのかという、そういう視点から転入等で新たに町民になられた方に対して現在の町の対応と、その支援についてお伺いをいたしたいと思います。

2つ目については、ことしの10月末までに道の駅の基本計画を策定しようとしているというふうにさきの委員会で説明を受けておられるわけですが、このことに町民は大きな期待と関心を持っております。特に農産物を初めとする直売所には生産者側にも、そして利用する方にも大きな期待を持っているわけで、特に生産者側においては準備や、その体制づくりに時間が特にかかるという、そういう観点から今回道の駅での農産物等の直売所について限って質問をさせていただきたいというふうに思います。

最後の3つ目は、宮司町長になって、ことしの1月1日付と4月1日付で早速役場の機構改革を行ったわけでございます。そこから宮司町長のその目指すものとは何なのかをお伺いしたいと思います。その中で、特に人口減少や若年世代の転入促進、あるいは限られた財源の確保、そして職員の人事異動の考え方、それら職場環境等も含めて新年度の機構改革についてという観点で項目で、この3つを一般質問させていただきます。

それでは、早速入りたいと思います。先日、5月8日の北海道新聞の紙面で日本創成会議の人口減少問題検討分科会の試算が発表されました。非常に日本中大きな衝撃を受けたわけであります。それによりますと、現行のペースで地方から大都市へと人口流出が続けば、子どもを産む中心世代である20歳から39歳の女性が2010年から2040年までのこの30年間で半減する自治体が全国で896市区町村、道内でも147市町村に達するという試算が発表されたわけであります。我が当別町においても深刻な将来予測という大変厳しい試算が発表されたわけであります。現在当別町は、2014年6月の人口では1万7,390人、6月現在ですけれども、これが試算では2010年の1万8,766人、そして先ほど言いました子どもを産む中心世代である20歳から39歳の女性が2010年には1,744人がおられた。これが30年後の2040年には人口が1万287人と1万人ぎりぎりの人数になり、さらに20歳から39歳の女性人口が413人という非常に4分の1程度に減ってしまうのだということで、この当別町の女性の減少率は2010年と2040年対比ではマイナス76.3%と、この札幌圏石狩管内8市町村で最も減少率が高いというふうに報道されました。ちなみに、新篠津村では61.6、北広島市で53.9、江別市でも52.8、石狩市で47.0、札幌市内で南区でも63%、厚別区でも52.7、こういう非常に危惧される、本当にこれほどこの町村でもこういう人口減少が起こるといふ試算が出たわけであります。これらの報道に対し、当別町の美しいまちづくり課でこの報道に関するコメントが出ております。新聞報道によりますと、これらの試算には真摯に受けとめないで解決には結びつかないと。人口はこの10年間で2,000人以上減っている。札幌に隣接しながら、自然豊かな地域特性や子育て支援策の充実で若年世帯の転入を目指すが、町単独で対策をとろうとしても財源に限りがあり、国などの抜本的な対策を求める、こういう当別町としてのコメントを発表しているわけでございます。確かに抜本的な対策としては、国のこれらの子育て支援等を含めた対策が必要であるのには間違いないと私も思っております。宮司町長は、新たな視点で町を変えようというスローガンで当選されまし

て、そして民間企業で培ったノウハウを生かした企業誘致や人を呼び込む施策、町をそういった意味で活力のある創造する施策を現在も打ち出しておりますし、これからも打ち出そうという、そういうふうに立ち向かっているのだなというふうに思っております。以上のような背景や課題に対して、私は今からすぐできること、役場でできることはないのかという、こう考えたときに、その解決の糸口は町に、こういう状況でも今町に転入されてこられる方がいるわけでありまして。それらの転入する目的とか理由は人それぞれなのですが、それらの入ってくる方になぜ入ってこられたのか、なぜ当別を選んで転入してこられたのか、そういうところに人をふやしたり呼び込むヒントがあるというふうに思いました。また、同時に転出される方がどういう理由で当別から出ていかれるのか、そういうことも非常に関心のある調査すべきことでないかなというふうに感じましたので、1番目の質問となったわけでありまして。

そこで、具体的にお伺いいたしますけれども、現在戸籍窓口で転入届けに来た人に対して、各種転入にかかわる関連手続を含めて対応していると思っておりますが、ほかの自治体にはないようなホスピタリティー、ようこそ当別に来ていただいたと、そういうホスピタリティーを持って転入者を受け入れてはどうか。町に転入してこられたとき、窓口に来られたときなどに町のガイダンス、当別町はこういう町ですよ、こんなすてきなところがありますよとか、何か困ったときはこういうところに行ってくださいとか、そういう町のガイダンス的なこと、時間がある方になるかもしれませんが、そういう方に企画のほうの担当の移住促進でもよろしいですし、そういう窓口のほうを紹介して、そちらのほうで町のガイダンスを受けていただくとか、また時間が都合つかない方については後日機会を設けるとか、そういうことをぜひやってはどうかということと、記念品のプレゼント、これはきょうの道新にも出ておりましたけれども、ふるさと納税に対してはこれまでの1種類のギフトを今17品種にふやして、非常に全国から反響をいただいて、今年度だけでも925件の申し込みがあったと、そういう報道も、きのうの委員会でもありましたけれども、そういう転入されてきた方に、ふるさと納税をした人ばかりではなく、お金でなく実際入ってきている町民にも何らかの特産品のプレゼント的なものを私は検討してはどうかというふうに思っております。特産品ばかりでなくて、町で使える共通商品券等、いろいろなことが考えられると思っておりますので、それらの何らかの検討をぜひ早急にしていきたいというふうに思っております。

また、転入後、期間を置いて新住民になられたお宅を訪問したり町内見学バスツアーを企画したり、きめ細やかな相談やサービスを実施してはどうか。これは、今いろんな町内の団体でも、JCの方やら当別高校の生徒の方やら町内の歴史探訪とか、そういう町内のフットパスのような企画をしているとか、そういう新聞報道もありますし、民間でもスウェーデンヒルズの会社などはもう実際そういう町内の見学ツアーみたいのをやって、どんどん町をPRしております。そういった意味での町としても町の施設やら農場を見学したり、いろんな当別町のすばらしさを、そしてまた一方冬の厳しいことも教えつつ、そうい

う情報の提供するというのもひとつ必要になってくるのではないかなというふうに思っております。私がぜひ町長にお願いしたいのは、そういう新しい住民になってこられた方には、私はほかの自治体ではない、大きな町でできないようなことをやっていただきたいという意味で、ぜひ転入された、特に一軒家に新しく来られた方、空き家でもいいですけども、そういう方には町長みずからお宅を訪問して、ウエルカムの当別町はいいところだよという、まさにトップセールスをしながらか、そしてそういう交流する上でいろんな情報もみずから町もその人と会話をする中でいろんな情報を逆に提供いただける、そういうことが考えられるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思っております。

また、農業をやりたくて、当別町に新規就農で転入された方がこの二、三年、いろんな国の制度等を利用しながら今来ていただいていると思っておりますけれども、それは国、道を通じて一定の期間、最長で5年とお聞きいたしましたけれども、そういう経済的な支援はあるようですけれども、当別町としても独自のその支援終了後も含めてですけれども、そういう支援ができないものかと。全国ではこういう新規就農に対する住宅の家賃の補助をしたり、いろんな経済的な支援をしたり、あるいは後ほど申し上げますけれども、地域おこし協力隊の活用など、いろんな方法でされているところもあります。ぜひそういうことも含めて参考にしながら、新規就農で入ってこられる方を、せっかく当別で農業をやりたいというふうに夢を持って来られている方の夢を続けられるような支援を考えていただきたいと思っております。

それと、この項目の最後ですけれども、住民生活支援などの地域協力活動に従事してもらおう総務省の支援制度、地域おこし協力隊というのがあります。これらの制度利用の検討をするなど、新住民はもとより住民の生活支援、あるいは転入促進など、町外の人の視点を活用する、そういうことをぜひ検討してはどうかと思っておりますので、これらについてお尋ねをしたいと思います。

次の項目に入りたいと思っております。道の駅での農産物の直売所についてであります。今定例会後、道の駅基本計画検討委員会を設置し、施設機能管理運営方法等の検討に入るといふふうにお聞きしておりますが、委員の人数が10名というふうに先般の委員会でお聞きしております。この基本計画の検討委員の委員が10名というのは、10名では少ないのではないかなという心配な点があります。今後必要であればそれらを補完する組織、例えば小委員会等があってもよいのではないかなというふうには私は個人的に思っておりますので、このことについて見解があればお答えをしていただきたいと思います。いずれにしても、町は今道の駅についてどんなことについて検討しているのかという、これらの情報を町民に対して機会あるごとに発信し、機運を高めていただきたいと思いますと考えておりますが、町長のお考えを伺いたいと思っております。

また、特に道の駅での農産物の直売に関してであります。当別町はこれまで良質な農産物、花卉を含めてですが、生産をしているので、直売所に対する期待は生産者も利用者

も大きなものがあると思っております。しかし、年間を通じての出荷体制や多品目化の必要性など、生産者側の検討課題も多いのも事実であります。農産物の出荷計画は少なくとも1年以上あるいは品目によっては2年、3年とかかることが予想されます。これらのことを考えると、現在町内での農産物の直売所を実際やっている農家の方のそれらの実態調査や、既に他の道の駅に出荷している生産者あるいはスーパー等に直に卸している実績のある農家のそれらの道の駅の直売に参加するとかしないとか、そういう意向調査を含めたことをぜひ早急にやるべきでないかと思っておりますので、これらについての見解をお伺いいたします。また、さらに道の駅に出荷してもらう生産者、これらは農家さん個人あるいは何かそういう農家さんの組織、あるいは農業者以外で一般の方、それらの人にも農産物を自分がもし出荷する場合、農産物に誇りと自信を持てるために農産物それぞれの講習会あるいは栽培方法の講習会であったり品質管理、あるいは品質の基準を一定にする、そういう講習会や品評会、これは表現がよくわからなかったのですが、こういう言葉を使いましたけれども、例えば農産物の加工品のコンテストをやるとか、食材に関してはグルメグランプリ的なそういうことをやって、自分はそういうコンテストで実績があるとか、やっぱりそういう道の駅をオープンしたとき、既にそういう実績と誇りとか自信とか品質に保証を持てる、そういう準備をしておかないと、特にこういう農産物というのは時間がかかるので、ぜひそれは早急に関係団体とも協議をしていただいで進めていただきたいと思っております。

最後になりますが、新年度の機構改革についてお伺いいたします。役場組織の機構改革についてですが、宮司町長、早速1月1日付で経済部の中に経済部長を室長とするプロジェクト推進室を設置し、道の駅事業と新エネルギー政策に早速取りかかりました。これらことは、4月の異動を待たず、スピード感を持って以前の議会答弁に応えたものと評価するものであります。宮司町長は、4月1日付でこれまでの泉亭町政の組織を見直し、宮司町政の施策の実現のため機動性のある組織編成をされたものと思っておりますが、改めて機構改革を今回した、その思い、狙いはどこにあったのかお伺いをしたいと思います。私は、当然職員の退職年度や職員の育成に考慮した配置になっていると思っておりますが、実際そのようになっているのかどうかお伺いをしたいと思います。また、これまで町の推進室という室を前面に設けまして、少子化対策や納税課という財源の確保の機能を十分持たせた部署があったのですけれども、それらの財源の確保などの機能は十分と言える組織体制になっているのか確認をしておきたいと思っております。

次に、人事異動についてお伺いいたしますが、そもそも一般質問で人事異動ということについての質問がなじむかどうかは別といたしまして、そもそも論で人事異動はどのような考え方に基づいて行われているのか。これは、我々議員としても町民も余りわからない。特に民間とも違うということもありますし、そのことについてどのような考え方に基づいて人事異動が行われているのかお伺いしたいと思います。組織の人事には、それぞれ任命権者がいるわけでありまして。町長部局、議会とか教育委員会とか監査委員、農業委員会とか消防、その他いろいろ任命権者がいるわけですが、いわゆる一般的な異動の基準

とは何なのか。そして、当別町の実態として実際当別町の場合は誰がどういう形で何を基礎としてどんな形、どういう手順、方法ですけれども、そういう行っているのかお伺いをしたいと思います。ちなみに、職員の配置転換等に関する本人からの意向調査、自分はこういうところが得意だし、こういう部署に行って仕事をしたいという、そういうような意向調査、いわゆるヒアリングですね、そういうのを実施しているのかどうか。また、地方公務員法も改正されておりまして、昇進に際しては能力とか実績を反映させる人事評価制度の導入ということも改正されたというふうにお聞きしておりますけれども、これらについてのそういう人事評価制度を導入しているのか、あるいはそういう制度を導入しようとするのか、その辺のこともあわせてお伺いをしたいと思います。また、個々の勤務成績評定、個々の役場の職員になって職歴とかいろいろながあると思いますし、個々の勤務成績評定というのが実際どのように、あるのかどうかもわかりませんが、あるとしたらどのように評定をつけるのかということも参考までにお聞きしたいと思います。

最後に、良好な職場環境づくりという視点でこの1年、定年退職以外で退職した人数、そして今年度早期退職、いわゆる勧奨退職の希望者がいるのかどうか。いる場合は何人おられるのか。また、直近の職員、臨時職員を含めた病気入院、長期療養、長期休暇などの状況についてお伺いをしたいと思います。道の人事委員会によれば、近年職員の長期療養者に占める精神性疾患の割合は高率かつ上昇傾向で、職員の心の健康を保持していく上で円滑なコミュニケーションを確保し、明るい働きがいのある職場づくりに進めることが大変重要である。これは、特に管理職の方に対しての助言としてそういうことが報告されておりますけれども、当別町ではこれらの状況について自治体はどのようなことになっているのかお伺いをいたします。

また、平成17年に同じく地方公務員法の改正により職員からの苦情相談制度というのが制度化されたというふうにお聞きしておりますが、当別町の場合の相談実態、この苦情相談制度が制度化されて以降の相談の実態はどうなっているのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

最後に、これまで何度となく各委員からもご指摘があるわけですけれども、今現在町外から通勤されている職員数は何人なのか。また、そのうち管理職は今回何人になっているのか。これは、なぜこういうことを聞くかといいますと、危機管理の面から見ても、防災上、管理上、そういう対応できる体制になっているのかという危惧がありますので、そういうことはないということでしたらそういう答弁をいただきたいというふうに思います。

最後に、こういう町外から多くの職員の方が通勤されているわけですけれども、町長はそういう実態そのものをどういうふうに感じているのか感想をいただいて、私の一般質問といたします。

○議長（高谷 茂君） 答弁調整のため10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時23分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

島田君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 私の解釈では、通告になかったような項目が若干含まれておりましたので、少しお時間をいただきました。長い時間お待たせいたしました。島田議員の質問にお答えいたします。

当別町の人口減少というのは本当に頭の痛いところでございまして、私もかねてから人を呼び込む施策ということ唱え、そして職員一丸となって今行動を開始しております。ただ、これの実現には時間がかかります。したがって、議員ご発議の転入者へのホスピタリティを高める、そういったアドバイスを私も同感でございまして、そういう観点で進めてまいりたいと思っております。

まず初めに、転入等で新たな住民になられた方に対する対応という、あるいは支援ということのご質問ですけれども、現在町の取り組みといたしまして、転入の手続に来られたときに住民課の窓口で国民年金、それから国民健康保険、水道、小中学校、児童手当、乳幼児福祉関係などの手続案内と、当別町の新しい暮らしに必要な情報を一つにまとめた当別町暮らしの便利帳というのをまず配付し、ご説明をしております。これに加えて、当別町にある病院や主要施設、お店、当別の魅力、観光スポット、こういったものを地図入りで紹介する当別暮らしガイドブック、加えて広報とうべつ最新号、ごみの収集カレンダー、町内会加入のご案内、ふれあいバスの時刻表、防災マップ、救急医療情報キットなど、転入された方が安心して心豊かに暮らしていただくためのさまざまな情報発信を行っております。私は、新しく住民となられた方を温かく受け入れて溶け込んでいただくためのアフターフォロー、すなわち子育て、教育、福祉環境などを充実し、この町の暮らしに満足いただけることが一番であると考えております。

当別町は、移住促進事業に先進的に取り組んできておりまして、おためし暮らし事業の一環で本格移住につながった方へのアフターフォローを今までも行ってきております。当別町の住民になってくださった方全てに対して、移住促進事業で町に移ってこられた方と同様に町内の案内あるいは雪かきの講習会とか、あとは新しく住民になってくださった方の歓迎会とか、いわゆるフォローする事業にご参加いただける体制づくりをさらに検討してまいりたいと思います。こういった我々の事業が口コミで広がって行って、そして新しく住民になってくれる方がふえることにつながっていければということを期待しております。

それから、地域おこし協力隊の制度の活用についてのご質問ですけれども、この制度はどちらかというと過疎地域向けという、そういった体制にこの制度はなっておりますので、

当別町が都市地域の区分となっているために現行の制度は町にとっては若干活用しにくい制度と私たちは理解しております。ただ、本制度の今後の改正等を注視しながら対応を検討してまいりたいと思います。

それから、新しい住民の訪問に関するトップセールスをやれという島田議員のアドバイスがありましたけれども、ちょっと聞かせてご意見という、こういった場に来ていただけるような工夫もしてみたいと思います。

次に、新規就農についてのご質問でございますけれども、国は農業、農村の高齢化や担い手不足の深刻化から平成24年度より新たに青年就農給付金制度を実施しております。この制度においては、償還を伴わない給付による支援が柱となっておりまして、独自自営就農を目指す方にとっては、就農期間のための研修期間の2年間、それから経営開始後経営が安定するまでの間の5年間、合わせて最長7年間、毎年150万円が給付されることになっております。現在町内では4件の方がこの制度を活用しておりまして、町は関係機関と連携し、新規就農者の生活や経営にかかわる相談対応等にも取り組んでおりますけれども、今後新規就農希望者の増加も予測されますことから、当別町が就農先として選ばれ、また就農された方が確実に定着するための取り組みも必要になると考えております。現在町では、10年先を見据えた当別町農業ビジョンの策定を進めております。このビジョンの議論とあわせて新規就農者対策についても関係機関とともに検討してまいりたいと考えております。

道の駅での農産物の直売所についてのご質問に回答いたします。まず初めに、検討委員会を補完する小委員会等の設置についての島田議員のご質問、ご発議であります。まず初めに基本計画策定のフローですけれども、提案しております条例案のとおり、検討委員会を設置したいと考えております。また、検討にはさまざまな知識を要しますことから、検討委員に加え農協や商工会、農業改良普及センター、さらには関連企業にもアドバイザーとして参加いただく体制を考えております。このような委員会体制のもと、町からの諮問に基づき、施設機能、管理運営方法などを検討いただき、その結果を答申として町に報告をいただきます。この答申内容を踏まえ、町において基本計画を策定する流れであります。なお、基本計画の内容が決まりますと、具体的な協議へと移ることになりますが、その際には島田議員ご発議の小委員会等の設置が必要になると考えております。このため、基本計画の内容が決まった段階で個別、具体的な内容を検討する体制を整備すべく関係団体などと協議を進めていく考えであります。

次に、町民の道の駅に対する機運の高揚ということで、これのご質問でありますけれども、これまでさまざまな会合の機会を捉え道の駅構想についてお話をさせていただきました。何度も申し上げますが、現在基本計画の策定に向けて検討委員会をまず設置すべく条例案を提案しておりますが、これとあわせ基本計画の検討過程においてセミナーを数回開催すべく準備を進めております。このセミナーを通じて参加者の皆様にご議論をいただき、島田議員ご発議の道の駅建設への町民の機運を高めるべく取り進めていく考えでもありま

す。

もう一つ、町内の農産物直売所の実態調査やスーパーなどに卸している農家の意向調査についてでありますけれども、これも島田議員ご指摘のとおり、年間を通じた生産、出荷、販売体制の構築にはかなりの年月が必要となります。また、既に直売所を持っておられる方やスーパーなどへ直販しておられる農家の方々のノウハウは大変参考になりますので、検討委員会で直売所の大枠が決まった段階で意向調査を考えたいと思います。

次に、道の駅に出荷する生産者を対象とした農産物の講習会や品評会等の実施についてでありますけれども、基本計画策定時には当然のことながら消費者から求められるものの見きわめ作業も行わなければなりません。なお、既に農家によってはご自身の農産物を道の駅での直販につなげようと積極的にアプローチしてきておられますので、このような農家サイドからのアプローチを大事にしていきながら関係団体との協議を進める中で各種講習会の開催について検討をしたいと考えております。

新年度の機構改革についてでありますけれども、初めに組織機構改革の趣旨、狙いでありまして、組織機構改革につきましては私の施策を進める上で必要な専任部署を設け、業務を一体化し、柔軟な対応が可能となるようにしたところであります。特に経済部のプロジェクト推進室においては、エネルギー政策と道の駅事業推進の担当を本年1月1日付で配置したところでありますし、4月1日付の機構改革におきましては企画部の土地利用担当を経済部のプロジェクト推進室に移管し、専任の部長職を配置することによって施策のさらなる推進とよりスピード感を持った施策の展開を図ることに主眼を置いた結果の組織であります。

少子化対策の推進と財源の確保についてのご質問ですけれども、企画部内に設置してあります町の未来推進室は少子化対策戦略プランの策定を完了いたしましたので、今後はこのプランに基づき各部局が施策展開をするものでありまして、プランのかじ取りは美しいまちづくり課で行ってまいりますけれども、個々のものは個々に対応していく、そしてこの町の未来推進室が決してというか、少子化対策の施策を後退するというものではございません。

それから、納税課……その前に人事異動……先に納税課のことをお話ししたほうがいいのかもかもしれませんね。納税課については、収納増加の対策が一定の方向性を見たこともありまして、従前の税務課に納税業務を包含いたしました。なお、担当課長は税務納税業務に精通した職員を配置しておりますので、収納、財源確保対策が滞るものでは全くございませんので、ご報告をいたします。

次に、人事異動の考え方、基礎となるもの、あるいは手順というものについてのご質問でありますけれども、人事異動は定年退職などで欠員となった部署の補充に伴うもの、重点施策の拡充に伴うもの、当別町の将来にとって有効に活用のできる北海道庁との人事交流などを実施してきております。基礎となるものは、おおむね今までは3年から5年程度で職員の異動を図ってきておりますが、私の人事に関する方針は、この年数に必ずしもこ

変わらず、職員のプロフェッショナルリティーを育成し、そしてそれを生かした形で進めてまいります。手順につきましては、各所属長に対してのヒアリングの実施を踏まえた上で私が決定をしてまいります。配置転換に際しては、現在自己申告制度というものを導入しております。本人の意向調査はこれによって行っております。

それから、人事評価制度と勤務評定につきましては現在導入しておりませんが、今後導入に向けて検討してまいります。現在国でもこの方針が検討されておりますけれども、まだはっきりとした施策が示されておられませんので、その時期に合わせて取り入れていきたいと考えております。

それから、心の健康に関しましては、道内市町村共済組合に相談窓口がありまして、一方町独自では全職員を対象にメンタルヘルスセミナーを年3回実施しております。それから、苦情相談制度は北石狩公平委員会というのがありますけれども、ここに窓口が設けられております。ただ、これまで当別町職員の相談の実績はございません。

それから、平成25年度末で定年退職以外で退職した人数、これは現在5名でございます。6月1日現在における早期退職希望者数については2名、病気入院、長期療養などの理由で欠席については、病気入院についてはゼロ、長期療養が1名、出産にかかわる産前休暇は1名、育児休暇は1名、病気治療に伴う休職は1名と現在なっております。

次に、町外居住の職員及び防災上の体制についてであります。4月1日現在の町外居住の職員数は51名となっております。この1年間で9名減少いたしました。51名のうち管理職員が今現在7名おります。今後も職員ができる限り当別に移住するよう、居住するよう取り組んでまいります。また、防災上の対応対策あるいは危機管理につきましては、平常時から防災に関しての意識を持ち合わせておりまして、いつでも初動体制が組める状況となっております。気象警報、注意報などの発令により事前に予測が可能なものについては、職員を役場に登庁させるための緊急一斉連絡応答システムを活用するとともに、休日、夜間を問わず役場に職員を待機させるなどの防災上の対応体制を整えております。あわせて平成26年度におきましては、町職員と関係機関による災害図上訓練を2回計画しております。平常時から防災に対しての意識づけ、実践的な訓練を行って、災害時における職員の対応に遺漏のなきよう努めてまいりたいと考えております。

以上、長くなりましたけれども、島田議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 質問者、再質問ありますか。

事前にあと2分しかありませんので、十分留意して質問してください。

島田君。

○13番（島田裕司君） 再質問に入る前に、町長から私は通告外のような受けとめ方をされたという答弁がありましたけれども、実は私は昨日、議会事務局を通して、私は私の通告に沿った形でこのような形でしたということ。事務局を通して町長部局の担当に質問内容の確認をしたいという申し出をしたのですけれども、その必要がないという、そう

いう答弁でしたので、こういう形に私はなったのかなというふうに、非常に残念でありますことをまずもって答えたいというふうに思っております。

それでは、再質問の時間2分しかないということなので、項目はあるのですけれども、何点かに絞って再質問したいと思います。

まず、機構改革の中で町長が納税課を廃止して税務課で一本化したということで、そこで包括して十分その機能が保たれるはずだということですが、これは当時道からそういう専門的な能力のある方を町に来ていただいて実績を上げてきた。これは、非常に評価できる、我々も評価しております。ぜひこの税の収納率が下がらないように、ことしこういうことによって税の収納率が下がるようになることがありますと、また決算委員会等で指摘をしていきたいというふうに思いますので、その点について十分収納率の下がらないようお願いしたいと思います。

また、人事異動の関係で職員意向調査、私は職員の配置に関するヒアリング等を行っているのかということについては自己申告制度という、当別町では今そういう制度でやっているということですが、それは部長、課長と町長部局、町長とのヒアリングの中でそれは自己申告制度が反映された形で人事異動が行われているのか、そこをちょっと答弁なかった。ただ、自己申告制度を部課長が、管理職の方が見て、ただそれを判断の参考にしているかどうかという点については触れていなかった。その点についてお伺いしたいと思います。

あと、人事異動は実際はそういう担当の管理職の部長、課長さんがやられているというふうに思いますけれども、実務的なそういう権限のある立場の人がやはり長期間同じ場所にいるということは非常に私は問題があるのでないかなというふうに思いますので、これについては町長、どう思われているのか。今町長の答弁では、能力についてはそういう人事評価制度の導入を今後検討するというのも踏まえて答弁されていますけれども、実際に実務に、そういう人事異動にかかわる立場になる管理職の方が長期間いるということ、同じ部署にいるということについては、私は余り好ましくないことではないかなと思いますけれども、町長にお伺いしたいと思います。

最後にもう一点だけですけれども、ちょっと時間がないので……この後はまた機会を見て、ちょっと時間をオーバーしているようなので、この辺で終わりますけれども、よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 島田君の再質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 人事関係で自己申告が反映されているのかという点については、答えはそのとおりであります。ただ、人事というのは本人がしたいからといって、そのとおりできるというわけではありませんので、これは日常の仕事を通じて、そしてそれをいわゆる関係者、同じセクションの方、あるいは各所属長ですね、こういった方の判断をしっかりと把握した上で、また私自身も本人の仕事ぶりを見た上で、できるだけ自己申告を反

映させたいという気持ちはありますけれども、全部が全部なかなかいかないというのは、これ人事でございますので、その辺はご理解をいただきたいと思います。申告されたものが全く伝わってきていないということではありません。全部伝わってきておりますので、その点はご了承をいただきたいと思います。

それから、長期間同じ場所にいるのはどうかということについてでございますけれども、これはおっしゃるとおり長期間余り長くいると、本人の意識も含めて必ずしもよくないケースもあります。ただ、こういった役場の行政の仕事は、私はプロフェッショナルリティーというものが非常に重要だと思っておりますので、ただ定期的に、あるいは一定のサークルで動かすということに大きなポイントがあるとは思っておりません。一つの場所でプロフェッショナルリティーを確立した人は、移ってもまた同じようにプロフェッショナルリティーを確立できる、いわゆる能力を持っておりますので、各部署でできる限り皆さんがプロフェッショナルリティーを養う、その上で必要に応じて異動させていくと、そんな方針をしていきたいなというふうに思っております。

以上、ご質問、この2つでよろしゅうございますか。

○議長（高谷 茂君） 以上で島田君の質問を打ち切らせていただきます。

ここで休憩をし、午後1時から柏樹議員の一般質問を行います。

休憩します。

休憩 午前11時49分

再開 午後 1時00分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

次に、通告3番、柏樹君の質問であります。

柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 議長の許可がありましたので、町長、教育長に一般質問を行います。

政府の規制改革会議が提出した農業改革に関する意見の内容は、農業協同組合や農業委員会制度の解体的な改革や営利企業の農地所有の解禁など、家族経営とその組織を基本として進められてきたこれまでの農業政策のあり方を根本から覆すものではないでしょうか。参議院に出された農政改革2法案のうち多面的機能促進法案は農業の大規模化や企業参入といった構造改革を後押しするもので、農村地域に混乱を持ち込み、農業の持続的な再生産を困難にしかねません。当別の農業に詳しいAさんにお聞きしますと、JA北いしかりの資料によると、米の収入が約6億円下がったと。当別町の農家戸数は平成5年におよそ1,000を超えて1,076戸あったのが年々減少して、平成26年568戸になったといえます。この20年間に408戸の人たちの農地を当別の農家の人たちが引き受けて農地を守ってきたこ

とになります。現在の568戸のうち1町未満の農家が70戸以上含まれると言われており、規模拡大も限界に来ているとAさんは言います。面積拡大には資金が必要であります。しかし、JAの資料によると、昨年より負債が増加しているというふうにも言われております。農地をさらに半ば強制的に集積して兼業農家を農業から切り離していけば、離農や転居が進んで高齢者だけになる危険性が高くなるのではないのでしょうか。法案が建前とする国土や環境の保全、文化の継承といった農業の多面的機能は兼業農家も含めて生産活動をし、農業生産と一体でこそ発揮できます。農村に必要なのは、構造改革を後押しする交付金ではなく、農業生産と地域コミュニティーを持続的に発展させる政策、とりわけ再生産を保障する政策が必要だと、共産党の紙智子議員が国会で述べております。農業委員会の見直しで規制改革会議の意見は、市町村委員会の公選制を廃止して行政長への意見や建議を業務から除外するなど、農地所有者、農家の参加を排除して、市町村長の任命による少数から成る委員会に改編するとしています。それは、独立の行政委員会である農業委員会を市町村長の下請機関に変質させるものではありませんか。農業生産法人の見直しでは、農業関連の事業を主とするとしてきた事業要件をなくして、役員の過半数が農業に従事するとしてきた要件を1人以上が農作業に従事すればよいとしています。これは、営利企業による農地の利用や所有を大幅に認めて、大企業などが農業生産法人として農地、農業に進出する条件を格段に広げるものであります。農業協同組合では、中央会組織としてのJA全中を廃止し、全農は株式会社化する単位農協の事業から信用共済事業を取り上げて委託窓口業務に限定するなどとしております。系統組織の解体は、総合農協という日本の農協運動の大事な特徴を壊すものとして、JAを初め全国の農業関係者から大きな批判を浴びて、JA全中の廃止は撤回すると報道されました。規制改革会議の提案は、安倍首相の言う企業が最も活動しやすい国を農業分野で実現して、農家の経営や地域社会を維持する上で大事な役割を担ってきた制度や組織を営利優先のものにかえていこうとするものとなっているのではないのでしょうか。農業の現場は、農産物価格の低落や担い手の高齢化などの困難を抱えて農政の転換を切実に求めています。それは、関税の撤廃、削減が頂点になっているTPP交渉からの脱退であって、輸入圧力や価格競争で下落が続く米を初めとする生産者価格の安定や地域農業の担い手の確保であります。この農民の声に農協組織や農業委員会が応えることを政治や町政が支援をすべきと思うのですが、当別町農業の現状と農政への影響も含めて宮司町長の見解を求めるものであります。

次に、町の防災力の充実強化に関連して幾つか質問をいたします。1つは、町役場における机上防災訓練についてであります。当町の防災訓練について事例集がホームページ上で載っており、各種訓練内容が写真入りで紹介されていますが、災害対策本部としての職員を含む机上訓練が重要と考えますが、当別町での過去の訓練からさまざまな課題等があったと思いますが、先ほど2回ほど訓練を今年度行いたいというお話もありましたが、当面の計画を示していただきたいと思っております。近隣自治体では、職員の災害能力の向上と庁内の連携強化、外部機関との連携力の向上を図って、訓練の結果を地域防災計画の見直し

に反映させるとして職員災害図上訓練を警察や大学などとともに実施をしております。総務省のマニュアルに基づいて行われるものと思いますが、例えば江別市では一昨年は地震の発生を想定し、最大震度6強の全国どこにでも起こり得る規模、停電や断水、国道12号線、275号線の損壊や道路のゆがみ、渋滞や橋の落下、電柱の倒壊など、被害想定して訓練がありました。多くの江別の市議会議員が案内を受けて訓練の様子を見学したと聞きました。ことしは、水害を想定して行われたそうであります。冬の暴風雪災害対策も重要ですが、水害想定訓練、地震災害の訓練は当別町では極めて現実的な課題でもあります。先ほど述べた江別市では、情報の統括、共有、整理など情報に関する課題、職員数の初期対応の困難さ、部局本部での認識の一致などが課題として上げられておりました。当町でも共通するかと思います。

次に、消防団員の処遇の改善についてであります。消防団は、初期消火活動に重要な役割を果たしています。しかし、最近では全国的に入団者も減っております。60年前、202万人いた消防団員が一昨年88万人を切ったと消防庁調査で出ております。一方で、東日本大震災を受けて大規模災害時の消火、救助活動、住民の避難誘導など消防団員の果たす役割が見直されて消防団の充実強化に取り組む自治体も広がっています。そのための消防団員の待遇改善は重要と考えます。平成17年、財政危機によって団員報酬が当別では引き下げられました。現在団員の報酬は全道的に見ても最も低い状況となっております。消防組合内でも開きがあって、改善を求めるものであります。昨年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が国会で全会一致で可決いたしました。国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出動訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支払いがなされるよう必要な措置を講ずるものとする規定として、その後消防庁次長から出された通知によれば、交付税単価は団員報酬が3万6,500円、出動手当が7,000円となっておりますが、実績が全国でも下回っておって、報酬、手当の条例単価が低い市町村は積極的に単価を引き上げてくださいと述べております。ちなみに、団員の報酬は現在、先ほど言った国の基準3万6,500円に対して当別町が2万6,000円、新篠津でも2万9,000円と低いものであります。消防組合でも議論し、対応されるよう、先日管理者に消防長を通じてお話をしましたが、自賄い方式を当組合がとっておりますので、この際町長に強く改善を申し入れるものであります。

次に、町職員が消防団に入って活動することについて町長の見解をお伺いします。国は、地方公務員が消防団員として活動することは、地域防災の推進を図る上で地域の住民からも理解を得やすくなるとともに、また職員にとっても防災行政の一層の理解促進につながるとして入団促進を図るよう通知がなされております。新規採用職員の研修の一環として年限を区切って入団をしている例があります。また、若い職員が全員入団して40歳ぐらいまで活動している例なども紹介されております。勤務時間外の活動が多いということで、団員報酬支給は職員給与と重複しても差し支えないという、そういう見解も今回出されております。この際、当別町においてもあくまで強制であってはなりません、職員に自主

的な入団を訴えるなど、宮司町長の取り組む意思についてお伺いをいたします。

次に、生活保護と就学援助についてお伺いします。当別町の生活保護基準は、3級地の2で全国6段階中最低となっております。石狩川を隔てた札幌市、江別市はいずれも1級地となっており、現実に妥当な級地と言いがたく、私も昨年を引き続いて石狩振興局や北海道交渉で是正を強く求めてきておりますが、この件に関しての質問を3年前にこの場でも行った際、当別町も要望をしていく旨の答弁があったと記憶しております。小中学生の子どもを持つ世帯の場合、どのくらいの格差があるのか、受給額の違い、道の回答はどうなっているのか、具体例も含めて聞かせていただきたいというふうに思います。就学援助制度は、当別町はこの生活保護基準の1.3倍を対象にしていますが、本年度の算定の基準で昨年8月の見直しによる影響が及ばないようにという文科省学校教育局の通知を遵守されているのかお伺いをいたします。さらに、2010年度、平成22年から新たに支給品目に加わったクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、これらも就学援助の対象として国のほうでは決めましたが、国は交付税対象にしておりますが、当町はまだ適応させていません。合わせると、小学校でおよそ1万円、中学校では4万円にもなるかと思えます。部活によっては、さらにもっと高い例もあるかと思えますが、各学校の当別での状況をお伺いいたします。子どもたちに行き届いた教育を保障する教育行政の責任でもあり、教育長の姿勢として早急に対象となるよう求めて質問といたします。あわせて、現在の支給方法の改善、時期などについての検討も求めたいと思います。これは、特に3月期、新しく入学する子どもたちに対するのがどうしてもずれているという現実がありますので、これについては相当強い要望も全国でも起きており、改善がされてきておりますので、これについてもすぐこの場でできるかどうかわかりませんが、せめて検討していくような姿勢は示していただきたいと思えます。

以上、第1回目の質問といたします。

○議長（高谷 茂君） 柏樹君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 柏樹議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、農業改革にかかわる見解についてのご質問でございますが、まず当別町農業の現状につきましては、農産物価格の低迷や生産資材の価格高騰、高齢化、後継者不足などなど大変厳しい状況にあると私は認識しております。そういった中で、今般規制改革会議が示した農業改革に関する意見につきましては、地域農業の姿を大きく変える可能性があるものと捉えているところでもあります。これまで当別町におきましては、国の農業政策に沿いながら担い手の育成や生産基盤の整備により生産性の高い農業の確立に取り組んできたところでありますが、今後そのグローバル化の進展など、社会、経済の変化にも耐え得る産地づくりが必要であるということから、当別町農業のさらなる発展に向け行政と農業者、農業関係団体が一体となった将来の当別町農業ビジョンづくりに着手したところであります。この点は、午前中の島田議員への答弁でも述べさせていただいたとおりでござ

います。

ご指摘の農業改革につきましては、柏樹議員のご指摘にもありましたが、私は農業者が安心して営農に取り組み、農村地域の一層の発展に結びつくものであることが絶対条件であると考えておりますことから、今後のTPPの交渉の進捗状況や、あわせて国の動向を注視しながら基幹産業を担う農業者の営農意欲を損なわないように農業団体と行政が一体となった対応に向け連携をしてまいりたいと思っております。

次に、町の防災力の充実強化についてのご質問にお答えいたします。まず初めに、机上防災訓練についてのご質問ですが、柏樹議員ご指摘のとおり、議員の防災能力の向上は極めて重要な課題であります。このことは、昨年9月に課長、係長職を対象とした防災学習会を行いました。この防災学習会は、主に職員の災害時における初動対応や気象情報の知識等を深めることを目的として実施いたしました。また、本年2月には町の職員と当別消防署員及び当別消防団員を中心とした水防研修を行いまして、大規模な水害を想定した図上訓練を実施したところでもあります。この図上訓練というのは、水害発生時における各部局の対応行動の確認と速やかに情報を伝達し、共有化することを目的に実施いたしました。この訓練の結果、情報伝達の具体的な流れ、役場と消防との連携及び情報の一元化などが重要であるということを確認したところでもあります。26年度の計画としましては、職員のさらなる防災能力向上と関係機関との連携強化を図るために職員と関係機関による災害図上訓練を2回計画をしております。1回目は8月上旬を予定しておりますが、大雨等による水害を想定した図上訓練を行います。北海道庁の危機対策指導員を講師にも迎えて、町の職員と当別消防署員及び消防団員を対象に実施しております。2回目は10月下旬に予定しておりますが、これは大地震を想定した図上訓練を行います。財団法人消防科学総合センターの支援を受けて災害対策本部で各対策班の中心となる課長、係長職と当別消防署員を対象に実施いたします。この訓練は、災害発生から発生後2時間までの状況下において役場災害対策本部を設置し、運営開始するまでのシミュレーションを行うものであります。こういった訓練を通して職員の役割分担、情報の流れ、取りまとめ方法や意思決定方法の確認をして、災害時のスムーズな運営につながるよう訓練を実施してまいります。災害対応の最前線となる町の職員の防災力強化を図るために、実効的な訓練を継続して積み重ねてまいりたいと考えております。

次に、消防団員の処遇の改善についてのご質問ですが、柏樹議員のご質問にもありましたとおり、昨年12月の消防団支援法の成立によって消防団員の処遇の改善が示されました。当別消防団は、石狩北部地区消防事務組合の所管でありまして、団員の報酬等については石狩北部地区消防事務組合消防団条例で制定されております。先ほど柏樹議員からいただきましたご意見を踏まえて、今後消防事務組合の構成団体であります石狩市、新篠津村と調整を図りながら石狩北部地区消防事務組合と協議を進めてまいります。

次に、町の職員が消防団員に加入して活動することについての質問ですが、消防団支援法の中で公務員の消防団加入の促進が確かに示されております。町職員が消防団に

加入して活動することは、地域防災の推進を図る上で地域の信頼を得るとともに職員の防災力向上につながりますので、極めて有益であると考えます。ただ、一方で町職員は災害時には災害対策本部の要員として活動に従事するために消防団員としての出動が厳しいケースも想定されます。いずれにしましても、この件につきましては今後当別消防署、当別消防団と連携を図って、ほかの自治体の取り組みも参考にしながら、町としての方針について検討いたしたいと思っております。いずれにしましても、消防団は地域を守る重要な存在でありますので、今後も消防団の活動に対して町としては可能な限り支援をしてまいり所存でございます。

次に、生活保護基準の級地の見直しに関する町の取り組みについてですが、柏樹議員のご指摘のとおり、札幌市、江別市と隣接して、言うなれば通勤、通学圏内にある当別町の生活実態に即した適切な生活保護の級地設定が望ましいと私も考えております。今の設定は、必ずしも実態に合っていないというふうにも感じております。例えば小中学生の子どもと夫婦の4人世帯の場合で住宅扶助や冬期加算等を考慮しない形で生活扶助基準額を比較しますと、3級地の2に該当する当別町では1カ月約17万円でありまして、これは1級地の2に該当する札幌市や江別市よりは月額が3万5,000円ほど少ない状況にあります。同じ生活圏域にありながら、また生活水準や物価などが余り変わらない市町村というか…市町村と余り変わらない状況の中であって、この級地区分は実情にそぐわないと私も考えます。これまで機会を捉えて、町としても国会議員や北海道に当別町の級地の見直しを要望してきましたけれども、北海道においても市町村等の要望を酌み取り、国の施策及び予算に関する提案、要望の中で級地区分や級地間格差の見直しを国に要望してきております。現在厚生労働省の社会保障審議会、それから生活保護基準部会の審議が継続中ではありますが、本件のいろんな検証を進めていただいているようですけれども、級地区分の見直し作業には現状ではまだ至っていないと聞いておりますので、我々としては引き続き北海道や町村会等と情報交換を密にして級地区分の見直しについては取り組んでまいります。この点につきましては、柏樹議員におかれましても引き続き従来以上のまた取り組みをむしろお願いをいたしまして、我々の目的をかなえたいと思っております。

以上、柏樹議員の一般質問に対する私の答弁といたします。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 柏樹議員の一般質問にお答えいたします。

まず最初に、当別町における就学援助の算定基準につきましてですが、昨年8月の生活保護基準見直し前の基準により認定しているため、影響が及ぶことはありません。

次に、ご質問のありましたクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の各学校の状況ですが、各学校によって違いはありますけれども、生徒会費は年間1,600円から2,400円の範囲、PTA会費は年間1,800円から4,500円の範囲となっております。クラブ活動費につきましては、種目によって活動内容が異なりますので、さまざまな状況となっております。現在当別町においては学用品、体育実技用具等の購入費、修学旅行費、学校給食費など、9項目

を対象に就学援助をしております。経済的によって就学が困難な児童生徒の保護者の負担を軽減し、児童生徒が学習面や生活面において他の生徒と変わらない学校生活を送るための必要な援助項目と捉えております。議員ご指摘のクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の支援の必要性は私も十分認識しておりますので、前向きに検討してまいりたいと考えております。また、支給方法や支給時期につきましても、他の生徒とのかかわりも含めながら検討してまいりたいと考えております。

以上、柏樹議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（高谷 茂君） 柏樹君。

○15番（柏樹 正君） 答弁ありがとうございます。再質問をさせていただきます。

一番最初に取り上げた農政問題、ことしは国際家族農業年だそうです。国連は、大規模な企業的農業が環境破壊と飢餓を広げていると批判しております。これまで築いてきた家族経営とその共同の再生こそが喫緊の課題であると。それに逆行して家族経営と農民の自主的な組織を破壊し、農業と農地を営利企業のもうけの場にしてはならないと思います。安全な食料の確保と食料自給率の向上を初め、国土、環境の保全と農村社会の維持、発展、国民生活の向上が求められている、このことをぜひ町長はしっかり押さえて農政を進めていっていただきたいというふうに思います。これについては答弁は必要ありません。

災害関係の訓練大会等のあわせての質問をいたします。実は、33年前の昭和56年に起きた56水害を体験した職員は今では一部になっているようです。この議場におられる部課長も多分わすかだろろうと思いますし、当時の議員としては私と竹田議員が56の関係の経験をしたというか、このときは議会というのは災害対策特別委員会をつくって、道や政府や、あるいは各国会議員のところは何度も要請行動をした経験があります。江別市でもこの間の56水害を経験した職員から訓練では非常に厳しい見方をされていたようであります。被害があったところでは、地域の人が当時の現場の様子を一番よく知っているわけですから、現地と、それから実際に本部の認識のずれというのはやっぱり問題になる、課題になるというふうに言われておりました。いわゆる土地カンというか、職員自身が地域をよく知っていなければこういう緊急時の場合の問題というのは多分あるかと思えます。町長は、うちの役場に来るときに役場の近くの踏切を幾つか渡って来られますね。踏切の名称4つ、稲穂通から4つずつそれぞれ踏切の名前があるのですが、何人かの議員さんや私たちの周りの古い方に聞いても踏切の名称まで覚えていません。緊急時に、この間の江別のときもそうだったのですが、地名を言ったときにその地名がわからないということでありました。多分私も最近までそういうことがわからなかったので聞いたら、いわゆる墓地踏切、それから石狩街道踏切、それから札幌当別線踏切、それから東小川通踏切と4つあります。札幌当別線踏切ってどこでしょうかと言ったら、多分知っている人はかなり少ないと思うのです。緊急時にそういう場合に、例えばの話なのですが、そういう地名と緊急時にどう避難誘導するかという問題なんていうのは、やっぱり最も重要な部分というのは本部で、職員の人たちがそこを知るといふ点からいうと、例えば消防なんかはその辺はかなり

よく知っていますから、そういう経験が非常に大事だなというふうに私感じたので、この際そういうことも団員にぜひお勧めをしていただきたいと希望の中に入っていることを言っていたきたいというふうに思います。

それから、報酬の問題、これも町長、全道の報酬一覧表を多分最近見られたと思うのですが、やっぱり全道的には低いということを考えて、昨年はたしか今ごろ消防団創設の100周年の記念が盛大に行われました。非常に伝統ある当別消防団の団員というのは歴史的に高い使命感を持っています。非常にその精神が今も引き継がれていて、すばらしいものであるということと考えますと、それにふさわしい処遇改善をしていただきたい、取り組んでいただきたいということを重ねて強く町長に申し入れておきます。多分管内の3市町村での協議も、先ほど町長が答弁されましたが、それぞれのところでも取り組んで、少なくとも国の基準が一定示されていますから、それに近づけるということはぜひやっていただきたいというふうに思います。町職員に消防団入団を町長が呼びかけていただきたいことについては、有事の際の職務を懸念される声、先ほども言われましたけれども、実際に例を持っている市町村を大いに参考にするということでは払拭できるというふうに私は思います。そういうこともぜひ対応していただいて、予期せぬ災害時の職員の対応について日ごろから心構えや可能な準備が必要なときのために今回質問させていただきましたので、ぜひいま一度町長の姿勢についてはお伺いしておきたいというふうに思います。訓練は2回行われるということですので、江別市のように我々議員にも案内をしていただきたい。我々もそういう立場でいろいろ経験も必要だろうというふうに思いますので、それはお願いをしておきたいと思います。

それから、生活保護の関係なのですが、北広島市、恵庭市、千歳市は2級地の1なので。先ほど言ったように、江別、札幌、1級地に隣接する当別が何でなのだろうというのはずっと何度も取り上げてきているのですが、空知、上川、日高、道東の町や村の多くが当別町よりランクが上なのです。これは、やっぱりおかしいと言ったらあれですが、きちんとした評価がされていないなというふうに思います。ほかとの差別を、向こうはあれだというふうに言っているわけではないのですが、この3年間、私の知っている方が数世帯、生活保護を受けている方が数世帯、札幌市へ転居しました。先ほど町長が紹介されたように、4人家族であれば3万何ぼ違いますから、やっぱり札幌の北区なんかに移られた方が私の知っている人もおられます。人口減に当別はどうしてもなってしまう。私は住み心地は、やっぱり住んだら当別はすばらしいところだと思いますし、そういう点では就学援助を受ける際の影響もあると思います。物価とか生活水準の違いで決まるということではないという今のことについての解決のために、ぜひ早急に、せめて2級地になるように国や道に働きかけていただくように町長に望んでおきたいと思います。

就学援助制度のうち、さっき言った3つのクラブ活動費、生徒会費、PTA会費について、北海道内で対象費目として実施している市町村は、去年3つともやっているのが、179市町村ですか、北海道は。そのうち85市町村だそうです。独自の施策でやっているところ

ろが2つ、3つあります。それから、一、二項目で18市町村ですので、合わせると100は超えると思うのです、一つでもやっている。そういうことが5月の道交渉のときに道教委から示されました。ことしに入って、この問題でさらに拡充が広がっているというふうには私は思っています。管内でもまだ取り組んでいるところは少ないのですが、ぜひ当別でも取り組んでいただくように、特に教育委員会でも議論をしていただいて、取り組みを強めていただきたいと思います。平成26年1月、ことしの1月に学校教育局義務教育課長からの通知、就学援助事業の実施についてというのが出されたのですが、就学援助は教育の機会均等の精神に基づいて全ての児童生徒が義務教育を円滑に受けるように配慮し、実施すべきものであるというふうにして、国庫補助の予算単価の変更などを考慮し、適切な支給対象品目や支給額の設定を求めている、そういう数値が出されています。5月の先ほど言った道交渉を行った際にも、道教育委員会では市町村に対して就学援助の適用について検討するよう繰り返しお願いしているというふうな答弁をされました。また、国に対しては市町村が必要な就学援助が行えるように財源措置の拡充を要望していくというふうには特に回答されております。ぜひ当別町で適用されるよう、再度教育長に答弁を求めて2回目の質問といたします。

○議長（高谷 茂君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 柏樹議員のご質問にお答えします。もし抜けておりましたら、またご指摘ください。

まず、国際家族農業年、私も日本のみならず、この農業、家族経営と農民のあり方というのは、特に発展途上国においては極めて重要な問題でありまして、今までいろいろこれにかかわってきた経験もありますので、全く同感でございます。日本においても、今政府の方向が若干それとは違った方向もありますけれども、その辺は十分認識した上でやっていきたいというふうに思っております。

それから、56水害の件でございますけれども、職員が地域をよく知ること、これはまさにそのとおりでございますので、私自身も含めまして地域の状況をできるだけ知るようにしたいと思います。踏切の名前、私も全くよくわかっておりませんでした。こういったことは非常に重要なので、今後、例えば道の名前なんかも、実は日本は大変全体的におくれておりまして、名前がついていない道が全国にたくさんあります。それに比べ当別町はいいほうだと思いますが、こういった災害のときに最も重要なのは道の名前、みんながわかる道の名前ということをしてできるだけつけていくことが重要だと私も思います。私のかつての経験で、特に欧州、アメリカ等の先進国では、道の名前がついていないところはないくらいに全てついていて、みんなが知っている。そうすると、災害時にはすぐに場所が言えるという、そういう特典がありますので、これもこれから考えていきたいなと思っております。踏切は、幸いにも我が家から役場に来るのに踏切一個も渡らなくて済むのです。渡っていないのですけれども、これは余談でございます。

それから、消防職員の報酬につきましては、おっしゃるとおり当別の消防職員、それか

ら団員ともに、本当に使命感に燃えてやっつけてくださっているということは重々私も承知しております。この何日かの間にも山火事と、それからあと野原での火事、相当のものがありまして、それも本当に的確にやっつけてくれておりまして、極めてアプリシエイトしておりますが、それにふさわしい処遇ということはこれから検討していきたいと思えます。

それから、職員の有事の対応ということでございますけれども、この訓練につきましては議員さんへもご案内を差し上げて参加していただければと私も思いますが、ちょっと中身が私自身全部わかっていけませんので、事務局、担当局とよく打ち合わせをした上で、できるだけ多くの方に参加していただく方がいいなとも思っております。

最後に、生活保護の級地の件でございますけれども、表を見ますと、柏樹議員おっしゃるように、なぜ我々がここにいるのだというふうに私も率直に思いました。何か聞くところによりますと、昭和62年から全然変わっていないのだそうです。ですから、何かどこかに欠陥があるのか、交渉とか検討のあれがよくわかりませんので、今後ともこれはできるだけ中身の検証をできるように国や道のほうに働きかけていきたいと考えております。

以上、質問いただいたことについてはお答えできましたでしょうか。

○議長（高谷 茂君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 柏樹議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の3項目につきましてですが、来年度この場でこれはやります、これはできませんということは申し上げられません。しかしながら、経済的事情によって子どもたちの学校生活に差が出てはいけないというのは当然のことでもありますので、特に私は学習と部活動というのは学校教育の両輪と考えておりますので、経済的な事情によって部活ができないというようなことがあってはならないというふうに考えております。そういったようなことを踏まえながら、十分今柏樹議員のほうから周りの状況も報告していただきましたので、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 以上で柏樹君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは、午前10時から会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

(午後 1時46分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成26年第3回当別町議会定例会 第3日

平成26年6月13日（金曜日） 午前10時開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 報告第 1号 平成25年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書について

第 3 議案第 1号 監査委員の選任について

第 4 議案第 2号 固定資産評価員の選任について

第 5 議案第 3号 平成26年度当別町一般会計補正予算（第1号）

議案第 4号 当別町子どもプレイハウス条例の一部を改正する条例制定について

議案第 5号 当別町道の駅基本計画検討委員会条例制定について

第 6 議案第 6号 当別町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

第 7 議案第 7号 当別町子ども発達支援センター建設工事（建築主体工事）請負契約について

第 8 議案第 8号 ロータリ除雪車購入契約について

第 9 議案第 9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の協議について

議案第10号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の協議について

閉 会

午前10時00分開議

出席議員（16名）

1番	西村良伸君	2番	秋場信一君
3番	山田明君	4番	古谷陽一君
5番	稲村勝俊君	6番	石川和栄君
7番	臼杵英男君	8番	小早川孝男君
10番	岡野喜代治君	11番	市川正君
12番	桐井信征君	13番	島田裕司君
14番	竹田和雄君	15番	柏樹正君
16番	後藤正洋君	17番	高谷茂君

欠席議員（1名）

9番 神林俊一君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
税務課長	加藤慎也君
総務課参事	種田統君
企画部長	舘田博道君
美しいまちづくり課長	長谷川道廣君
住民環境部長	森田至君
福祉部長	高橋通君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	辻野幸一君
子育て推進課長	森淳一君
経済部長	竹原陽一君
経済部参与	二木勝義君
農林課長	並川敏万君
プロジェクト推進参事	三上晶君
商工課長	中谷茂実君

建設水道部長	堤	和	弘	君	
建設課長	高	松	悟	志	君
教育部長	野	村	雅	史	君
管理課長	山	崎		一	君
社会教育課長	長	谷	川	敏	君
代表監査委員	米	口		稔	君
教育委員長	白	井	応	隆	君
教育長	本	庄	幸	賢	君

事務局職員出席者

事務局長	滝	本	隆	志	君		
次長	佐	々	木	由	紀	夫	君
主幹	小	川	義	則	君		
係長	浦	島		卓	君		

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長(高谷 茂君) おはようございます。ただいまの出席議員16名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(高谷 茂君) 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(高谷 茂君) 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

10番 岡 野 喜代治 君

11番 市 川 正 君

を指名いたします。

◎報告第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長(高谷 茂君) 日程第2、報告第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(宮司正毅君) ただいま議題となりました報告第1号 平成25年度当別町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案の説明を申し上げます。

平成25年度当別町一般会計補正予算第3号第2条、第4号第2条及び第5号第2条において議決をいただきました繰越明許費にかかわる当別農業振興地域整備計画書作成事業、総合保健福祉センター冷温水機伝熱管入れかえ事業、防災関係事業、保育システム改修事業及び橋梁長寿命化修繕事業につきまして繰越計算書のとおり平成26年度会計に繰り越し、使用することについて地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものであります。

よろしくご審議をいただきまして、ご承認をお願い申し上げます。

○議長(高谷 茂君) 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、報告第1号は原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時03分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第3、議案第1号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第1号 監査委員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

議見を有する者のうちから選任しておりました監査委員米口稔氏は、平成26年8月9日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方自治法第196条第1項の規定により、議会のご同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第1号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

○議長（高谷 茂君） 再開いたします。

ただいま満場の同意をもって再任されました米口稔君より就任の挨拶をお願いいたします。

○代表監査委員（米口 稔君） ただいまご紹介にあずかりました米口稔でございます。このたびは皆様の温かいご同意によりまして、引き続き監査委員の任につくことになりました。もとより微力ではありますが、地方自治体における監査の重要性を深く自覚するとともに、住民の負託と信頼により一層応えていけるようにみずからを戒めながら、そして監査の機能を十分に把握し、公平、公正にその職務を全うしてまいる所存でございます。また、これからはいろいろなことが難しい時代でありまして、監査としての重要性がさらに求められる世の中になるのではないかとということを十分に自覚しながら、その任に務めてまいりたいと思っております。皆様方におかれましては、今後とも今まで以上、より一層のご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願いを申し上げまして、簡単ですが、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。（拍手）



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第4、議案第2号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第2号 固定資産評価員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

地方税法第404条の規定に基づき市町村長の指揮を受けて固定資産の評価を行い、市町村長が行う評価の決定を補助する固定資産評価員について、固定資産税業務を所管する総務部税務課長の職にある者を選任するため、同法の規定により、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第3号、議案第4号、議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第5、議案第3号、議案第4号、議案第5号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案の理由を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第3号、議案第4号及び第5号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第3号 平成26年度当別町一般会計補正予算（第1号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに5,600万9,000円を増額し、その総額を77億7,103万6,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、まちづくり基金への積立金2,000万円、ふるさと納税記念品1,025万円、緊急雇用創出事業として高齢社会人材育成促進業務委託706万円などを増額し、この財源といたしましては道支出金1,153万6,000円、寄附金2,000万円、繰入金1,369万4,000円などを増額して措置いたしました。

次に、議案第4号 当別町子どもプレイハウス条例の一部を改正する条例制定についてありますが、西当別子どもプレイハウスを平成26年9月1日より西当別小学校内へ移設するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第5号 当別町道の駅基本計画検討委員会条例制定についてありますが、本町に道の駅を建設するに当たり、施設機能や管理運営方法を定める当別町道の駅基本計画の策定に向けた検討を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として当別町道の駅基本計画検討委員会を設置するため条例を制定しようとするものであります。

以上、議案3件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

後藤君。

○16番（後藤正洋君） 今上程されました補正予算にかかわりまして、補正予算の資料でいきますと14ページなのですけれども、当別町道の駅基本計画検討委員会の報酬について、先般の委員会でもいろいろと議論があったところで、昨日の一般質問の中でも議論がございました。10月末をめどに努力目標として策定を行っていきたいということで、委員会の中では10回程度委員会を開催したいというようなこともありましたし、委員以外にアドバイザーを依頼をしたいというようなお話がございました。

そこで、条例制定の条文の中で設置目的がこの施設機能と管理運営方法等を定めると。そのための基本計画の検討委員会を設けるということで、第2条では施設機能に関することと管理運営に関すること、そして3としてその他基本計画の策定に向けた検討を行うために必要な事項に関することというのがございます。この施設機能と管理運営方法についてはわかるのですけれども、その他基本計画の策定に向けた検討を行うために必要な事項に関することについては、どのような範囲を想定されているのかお聞きをしたいと思いません。

○議長（高谷 茂君） プロジェクト推進室参事。

○プロジェクト推進室参事（三上 晶君） ただいまの後藤議員さんのご質問にお答えをいたします。

ご質問のありましたその他検討委員会の目的を達成するために必要な事項の想定といましようか、そういった部分かと思いますが、議員さんからのご指摘のとおり、基本的には施設の機能、それから管理運営方法、この2つをメインにご検討いただきたいというふうに考えておりますが、この2つの検討に際しまして、施設の安定的な運営という部分もやはり必要になるかと思えます。つまりは、収支計画の予測の部分になりますが、実際には当初予算にも計上しておりました基本計画の策定業務の中で業者さんのほうに今基本計画の策定の業務を委託しておまして、そちらの業者さんのほうにこの検討委員会での検討、施設機能も踏まえて収支計画の予測を立てていただきたいということをお願いしてございます。その予測を見ていただきながら本来的に、最終的には町の財政負担という部分もありますが、本当にそういった機能を持ちながら予測される収支計画を持っていて、適切な運営ができるかというものも参考に資料として見ていただきながら、特にはやはり管理運営の体制、一番望ましいものは検討委員会としてはどんなものだろうかという部分も検討の中身に入るかと思われますので、想定として一番大きいものはそういった部分が考えられると思われます。

以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 後藤君。

○16番（後藤正洋君） 道の駅につきましては、町民も深いといいますか、高い関心を示していますし、ほかの失敗事例とは別にぜひ成功させていただいて、人を呼び込む施策、町長が打ち出している施策に花丸をつけていただきたいというような思いがあります。

ただ、一方で、今説明にもありましたけれども、町の財源を、単費になるか補助がどれだけいただけるのかということもありますけれども、町がどれだけ負担をするのだろうかという不安が町民の中にやっぱりあるのです。収支計画の予想ですとか、そういったことも含めてというお話今ありましたけれども、私としては今回施設機能と管理運営方法というふうに定めていますけれども、施設を充実させるということ、あるいはその付随の施設をいろいろな機能をつけ加えていくことというのは大事なのですけれども、町の持ち出しをなるべく少なくするという方策と一緒に私は検討すべきかなと思うのです。それで、基本的には管理運営方法の中にも一部含まれるという考え方もあるのかもしれませんが、例えば民間ファンドの活用について、この検討委員会の中で検討ができるのかどうか、あるいはそれができないとするのであれば、基本計画ができた後に建設実施計画を立てていくわけですがけれども、その間に財源的なものをどうするのかという議論がそこから始まるのかどうか。私は、この検討委員会の中でもう既にそこはすべきだというふうに思いますけれども、それができるような委員構成になるのかどうかということも含めて、今のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時19分

○議長（高谷 茂君） 再開します。

プロジェクト推進室参事。

○プロジェクト推進室参事（三上 晶君） 後藤議員さんのご質問にお答えいたします。

まず初めに、民間ファンドの活用の部分につきましては、議員さんも触れられたとおり、管理運営主体の中でそのパターンというのは基本構想の中でも実はそういった部分をパターンとして例示をしておりますので、その部分も含めて検討委員会の中で検討することになろうかと思えます。

あと、委員の構成の部分でございますが、適宜こういった情報、もちろん基本計画の業者さんに委託している部分でシミュレーションかけていただきますので、情報を検討委員会に出しながら検討いたしますし、仮に検討委員の中でなかなか検討が難しいのではないかという場面がありましたら、きのうの島田議員さんの質問で町長も答弁をしたとおり、アドバイザーとしていろいろな知識を持たれた方にご参加いただけるような形もとらなくてはならないということで準備を進めておりますので、その場面、場面に応じまして適切なアドバイザーの方をお願いをしながら検討委員会の中で検討していきたいなというふうに考えております。

それから、先ほどの予算の関係でございますが、先ほどお話ししましたとおり、その収

支計画のシミュレーション、これは基本計画の最終ではなく、中途の段階である程度のシミュレーションをしながらということになりますので、もちろん町内財政担当ともありますし、役場の内部におきましては、それで予算伴う施設の部分につきましては政策調整会議という会議も設置をしておりますので、そういった会議での内部での検討も検討委員会での検討と並行しながら町財政がどういう形になるかというものは並行して進めていきたいというふうに考えております。

○議長（高谷 茂君） 後藤君。

○16番（後藤正洋君） 大体了解はしました。

ただ、委員会の質疑でもありましたけれども、10月の末をめどに策定をするということで、今6月の中旬ですので、委員会の構成をし、そしてアドバイザーがどういう方が必要かということもある程度選考はしているのかもしれませんが、3カ月ちょっとの間で10回の会議を予定されて、決めることはたくさんあるのです。恐らく半分以上の方は素人の方、知識のそれほどない方が集まるのかなというふうに私は思うのですけれども、関心はあっても知識がないという方です。それをアドバイザーで補うという形ですので、よほどその10回の会議を系統立てて、どういうふうに議論をし、結論を出していくかということは今からシミュレーションしておいて、なおかつアドバイザーをどういうふうに活用していくかということは十分に準備をして臨んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） そのほか質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号、議案第4号、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第3号、議案第4号、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第6、議案第6号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第6号 当別町企業立地促進条例の一部を改正する条例制定についてであります。本町への企業立地を促進するため、助

成措置の対象事業を拡大し、また助成措置の対象者の要件を見直し、さらに補助の内容及び補助金を拡充するため条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

西村君。

○1番（西村良伸君） ただいま当別町の企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について提案がございましたが、それに関して質問させていただきます。

現在日本の製造業については、産業の空洞化として表現されるように、道内においても企業誘致は大変厳しい状況にあります。今回提案されました一部改正では企業立地促進対象を工場等から事業所に改め、また投資額を5,000万から2,000万円以上に、雇用者については5人から2人以上に改めるなどハードルが下がり、誘致が促進されるものと期待しております。6月10日には産業厚生常任委員会においても用地の説明がありましたが、改正の内容についてお伺いしたいと思います。町長は、町政執行方針において4つの重点施策を表明され着実に取り組まれておりますが、今回の条例一部改正は助成措置を行う対象事業所の業種を製造、加工、流通施設等から統計法に規定する日本標準産業分類による40業種を添付別表に追加しておりますが、小規模で起業できるIT産業に対する配慮や41番目のその他町長が認める業種とはどのような業種なのか。また、町長が表明されている4つの重要施策の実現のため、従来の企業誘致に加え人を呼び込むために必要な関連事業所、再生可能エネルギー活用関連事業所、教育、福祉充実のための関連事業所がその他町長が認める業種に想定されると思いますが、その見解についてお伺いしたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 経済部長。

○経済部長（竹原陽一君） ただいまのご質問でございますが、議員ご発議のとおり、町長の町政執行方針、それに基づいた中での今回の条例改正ということで上程させていただいております。

ご質問のありました業種、業態の関係の部分でございますが、まずIT産業の関係でございますが、これにつきましては業種の中では情報関連産業ということになりますので、当然この分類の中では対象になってくるというふうに捉えております。ただ、小規模ということになりますので、そういうふうになりますと、先ほどもご発議ありましたけれども、2,000万円以上の事業費以内という部分につきましては、ちょっと対象にはなっていない状況にはありますけれども、そういった場合におきましては他に定めております当別町の融資規則、町融資の部分ですね、そういった中で制度もございまして、そういったものを活用した中での起業ということも相談業務としては行っていかなければならないのかなというふうに思っております。

次に、再生可能エネルギー活用関連事業所の関係でございますが、これにつきましては想定される部分では太陽光発電だとか、あるいは木質バイオマス、そういった部分が想定されてくるのかなと思いますけれども、この部分につきましても産業分類上は電気業ある

いは製造業の中に適用になってくるのかなというふうに捉えられますので、この部分についても今回の条例の中では対象となるというふうに考えております。

3つ目の教育、福祉充実のための関連事業所の関係でございますが、社会福祉施設やサービスつき高齢者向け住宅などにつきましては、産業分類では社会保険、社会福祉、介護事業の分野になります。そういったことで、商工業には当てはまらないということで対象とはしておりませんし、またこういった事業の分野を進めるに当たりましては国からの補助金あるいは道の支援制度、そういったものがございます。ですから、そういったものにつきましてはそういうところで優遇的な支援も受けられるということもございますので、今回の部分については対象にはなっていないということをご理解をしていただきたいというふうに思っております。しかしながら、社会福祉、介護事業につきましては、急速に進行する高齢化社会におきまして今後一層需要が増すというふうに捉えております。地理的にも当別町は札幌にも近いということを考えますと、自然豊かな住環境をという目的で本町への進出ということも考えられますので、こういった分野につきましては町に人を呼び込むという部分では大切なところもあるのかなというふうに考えておりますので、町として相談、協議等には積極的に対応していく必要もあるのかなというふうに考えております。

答弁については以上でございます。

○議長（高谷 茂君） 西村君。

○1番（西村良伸君） 答弁ありがとうございます。

いずれにしても、当別町の雇用をふやす、それから事業所ですね、製造業というのはなかなか誘致は難しいのですけれども、事業所をふやして産業活性化につながるよう、これからも取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高谷 茂君） 後藤君。

○16番（後藤正洋君） 今議論がありましたけれども、業種については今回拡大をされて、かく入りたいあるいは当別に来たいという事業者にとってはハードルが下がって、以前よりはよくなったのかなと思いますし、それぞれ40業種についてもそれに含まないものについては、町長が認めるものについては加えるということですし、そのほかについてはいろんな助成制度がありますよというお話でした。しかしながら、今回本当にこういう改正をされて、私よかったとは思っているのですけれども、先ほど答弁の中でIT関連の関係でも答弁がありました。その代表例としてお話をさせていただきたいと思いますが、町が行う融資制度の規則があると。今、例えばIT関連ですとかというのは、パソコンと1人、人がいれば何ぼでも事業ができて、何億という金を稼いでいる人もいます。それが当別に来てくれるかどうかというのは別な話なのですけれども、今回のこの条例改正では、確かにハードルは下がったのですけれども、2,000万円以上の投資額という……投資額というまず説明、投資額というのは何を含むのか。もともとこの条例はあった条例なのですけれども、改めてこの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 経済部長。

○経済部長（竹原陽一君） 投資額、総事業費という考え方に立ちまして、建設費、土地の購入費、それから建設内部に係る設備費、こういったものを考えております。

○議長（高谷 茂君） 後藤君。

○16番（後藤正洋君） 要は、製造業ですとか、ある程度零細企業でも少し大規模な、そういう事業所を想定されてつくられているのです、多分。先ほど言いましたように、IT関連の起業といいますのは、例えばアパート1戸とパソコン1個あればできるというような、起業ができるというようなこともあるのですけれども、そういうような業種ですと、先ほど町の融資制度もありますというお話でしたが、資本がそれほどかからないのです。ですから、そういった業種にとっては、今回改正をされても恐らくメリットは多分ないと思います。ですから、もう少し業種に合わせた町の優遇措置といいますか、そういったものをきめ細かく決めていくということが必要なのではないかなと私は思います。

それで、今回はこれで一步前進したわけですから、私これに反対はしませんけれども、今後できましたらそういった各業態に合わせてどういう制度、優遇措置を町ができるのかということをご検討いただきたいと思います。業種については、町長が認める業種についてはつけ加えることができるのですけれども、その業種の中の事業所の規模では指定業者に認定されないままですよね。ですから、その幅を広げることによって、当別町で事業をやってみようという方がふえていくと思いますので、その点を今後ご検討いただくよう要望をしておきたいと思います。

○議長（高谷 茂君） 経済部長。

○経済部長（竹原陽一君） 事例として、後藤議員ご発議のとおり、私どももその辺については承知しておりますし、そういった部分が町の進める政策にいい方向に結びつくということを考え合わせた上で今後さらに詰めていきたいというふうに思います。

○議長（高谷 茂君） その他質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第7、議案第7号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第7号 当別町子ども発達支援センター建設工事（建築主体工事）請負契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、平成26年5月30日に5社による指名競争入札に対し、辻野建設工業株式会社が5,454万円で落札いたしましたので、同社と請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第8、議案第8号を上程します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第8号 ロータリ除雪車購入契約につきまして、提案の説明を申し上げます。

本件は、平成26年5月30日に2社による指名競争入札に付したところ、ナラサキ産業株式会社北海道支社が3,499万2,000円で落札いたしましたので、同社と購入契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号、議案第10号の上程、説明、質疑、採決

○議長（高谷 茂君） 日程第9、議案第9号、議案第10号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第9号及び議案第10号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

議案第9号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更の協議について及び議案第10号 北海道市町村総合事務組合格約の変更の協議についてであります。いずれも組織する団体に変更が生じるため、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため同法第290条の規定に基づき議会の議決を得ようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（高谷 茂君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略し、議案第9号、議案第10号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高谷 茂君） 異議なしと認め、議案第9号、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（高谷 茂君） 以上で本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。本日の会議を閉じます。

平成26年第3回当別町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時40分)

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成26年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員